

土砂災害防止法に基づく区域指定説明会開催のお知らせ

県では、土砂災害のおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策の推進を目的として標記に係る区域を県下全域を対象に順次指定します。十和田市の指定予定の対象区域について、次の日程で説明会を開催しますので、多数のご参加をお願いします。

開催日時		開催会場
2月14日(木)	18:00	沢田悠学館
2月15日(金)	10:00	市民の家(焼山)
2月15日(金)	14:00	宇樽部集会所
2月15日(金)	18:00	十和田湖支所
2月19日(火)	18:00	深持ふれあいセンター
2月20日(水)	18:00	洞内和徳館(旧洞内公民館)
2月21日(木)	18:00	米田地区集落総合センター
2月22日(金)	18:00	南公民館



土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備が図られます
- 警戒避難に関する事項の住民への周知が図られます

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為が許可制になります
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造が規制されます(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資制度があります

問い合わせ先 上北地域県民局地域整備部河川砂防管理課
(☎28111内線262)
市役所土木課 (☎295111内線376)

安心・安全なまちセーフコミュニティを目指して④

問い合わせ先 健康推進課 (☎291181)

「安心・安全なまち(セーフコミュニティ)」は「WHO(世界保健機関)セーフコミュニティ協働センター」によって推進されている、安全で安心なまちづくりの取り組みです。

欧米だけではなく、近年では、アフリカやアジア(韓国・台湾・中国など)にも急速に広まっています。

世界中でセーフコミュニティ活動が推進されており2007年8月現在で118のコミュニティがセーフコミュニティとして認証されています。

1989年(平成元年)から、WHOセーフコミュニティ協働センターが、一定の基準を満たしたコミュニティに対して「セーフコミュニティ」の認証を行っています。

日本ではまだ認証を受けたコミュニティはありませんが、十和田市と京都府亀岡市が認証を目指しています。

セーフコミュニティとして認証されるためには次の「6つの指標」を満たす必要があります。

- ①部門を越えた組織が設置されていること
- ②すべての年齢・性別・環境・状況に配慮した長期的・継続的な活動が行われていること

③弱者・高齢者などを対象にした計画や環境に焦点をあてた仕組みがあること

④事故やケガの発生頻度やその原因を記録する仕組みがあること

⑤これらの仕組み・過程・効果を評価する評価基準があること

⑥国内外のセーフコミュニティネットワークに参加することなどです

セーフコミュニティの「認証」を目指すことにも意味がありますが、その取り組みの過程がきわめて重要です。

このことから、十和田市はこの取り組みの過程を大事にしながらセーフコミュニティを目指していきます。

そのためには、市民一人ひとりが安心して生活ができる安全なまちづくりを意識して行動することも大切なことです。

市ではセーフコミュニティの取り組み状況について、ホームページにも掲載をしていますので、広報と合わせてご覧ください。

十和田市ホームページアドレス <http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>